

























## そもそもプログラムの「利用」の際のライセンス

- ▼「利用」(exploit)とは、複製や公衆送信等著作権等の支分権に基づく行為を指す。
- ▼「使用」(use)とは、著作物を見る,聞く等のような単なる著作物等の享受を指す。
- 「平成10年2月 文化庁 著作権審議会マルチメディア小委員会 ワーキング・ グループ中間まとめ」での定義http://www.cric.or.jp/houkoku/h10\_2/h10\_2\_main.html

	使用		利用(著作権者の権利)			
著作物		-	複製権	翻訳権	公亲送信権 /頒布権	など
対応する行為	書籍	本を読む	出版、複写	翻訳		
	音楽	聞く、鼻歌を歌う	CDを作製	編曲する	TV放送する	
	ソフトウェア	バイナリを実行	ソースの複製	改造する	再頒布する	
	商用ソフトウェア/ シェアウェア/フリーウェア	使用許諾書	一般的にはソース非開示にして禁止			
	オープンソースソフトウェア	自由	利用許諾書			
4		O NEC (	Torporation 2008	Denis to	covered by hydrostops	EC



















